

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成26年5月20日開催）

付議事案名： 保険料等徴収事務の一元化に関する庁内検討会の設置について

提案課 政策経営部債権管理担当

議事要旨公開・時限非公開の別

決裁後公開します () をチェックした場合、その理由
 () 後公開します

1. 付議事案の概要

（付議目的）

現在、国民健康保険税を含む市税等の徴収事務は収納課が行っているが、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務は各保険の給付・賦課業務を所管する課が行っている。これらの保険料も法律上地方税の例により徴収できるものとされており、市民負担の公平性をより一層確保するため、徴収事務の効率化を図る必要がある。また、現状では収納・相談窓口が分散しているため、市民の利便性がよくないという側面もある。これらの課題を解消するため、保険料等の徴収事務一元化に関する庁内検討会を設置して調査・検討を開始することについて全庁的な合意を形成するため、付議するものである。

（経過及び現状）

平成24年度より、市税等の徴収に関する知識・方法を活用すべく、収納課による各保険料所管課への研修、徴収補助、徴収困難事案の引受等を実施している。しかし、給付・賦課業務も行う各所管課が徴収事務に割ける人員・時間は限られている中で、適正な徴収を行うためには、より一層効率的な徴収体制を構築する必要がある。納付する市民にとっても、収納・相談の受付や口座振替の申込等、各窓口で手続・相談しなければならず、煩雑である。また、将来的に国民健康保険制度が東京都へ移管される可能性があり（平成29年度以降）、その場合には現在収納課が行っている同保険税の徴収体制を変更する必要があることが予想されるため、併せてこれを見越した徴収体制を検討することが有益である。

（具体的な措置）

関係する部署（各保険所管課、収納課、その他）の指名職員を委員とする検討会を設置する。

検討会において、現状、課題、解決策等を討議する（H26.6～H27.5で毎月1回程度を予定）。

効率的かつ実現可能な徴収体制（組織、人員、事務分掌等）及びその実現までの計画案を市長へ報告する。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

- ・ 施行されるのはいつか。
一元化されれば、平成28年度以降になる。
- ・ 検討にあたって危惧していることはあるか。
システムを統一した時の費用が高額になりうるものが課題となる。
- ・ 検討会の非常任委員で地域包括支援センター職員と市民連携推進係員が入っているが、係長級でないのはなぜか。また、生活コミュニティ課が入っている理由はなにか。
直接窓口において対応している職員が良いとの判断からだが、再度調整する。生活コミュニティ課は市民のご相談やご意見・ご要望を受けているということが入っている。